

# 仲間のふれあい

2017  
12/20

全国一般大阪地方労働組合  
サンプラザ労働組合  
発行人 上西順一  
編集人 足立宏之

**パートナーの組合費返還命令が出て、新聞、テレビで報道されました。12.13 大阪府労働委員会の命令！サンプラザ労組の訴えが認められました！**

## 命令書主文抜粋・要旨

- 1 会社は、パートタイマーとの雇用契約の締結及び更新に当たり、労働組合への加入の意向を質問したり、その旨の記載のある雇用契約書を使用したりしてはならない。
- 2 会社は、U Aゼンセンサンプラザユニオンの組合員となることを認めるかとの質問の回答として「はい」に○を付した雇用契約書が作成されたことを理由に、パートタイマーの賃金から組合費のチェック・オフをしてはならず、既に、このことを理由にチェック・オフした組合費相当額を各パートナーに支払わなければならない。
- 3 会社は組合に対して陳謝文を手交するとともに、縦2メートル×横1メートル大の白色板に同文を記載して本部玄関付近に2週間掲示しなければならない。

組合費の賃金からの違法な天引きは1千~2千万円ともいわれ刑事事件にもなりえます。会社と各店長はこの重大な違法行為を行いました。素直に命令に従い返金を逃れる工作（署名捺印の強要等）をしてはいけません。店長から何かあればメモをして当組合に連絡を！

### 重要なお知らせ 相談受付中

店長がその地位を使いユニオンの代議員を指名し、ユニオン勧誘活動をさせるのも違法です。店長に指名された仲間は相談ください。

私たちの組合費、給料から取るのは違法なんだって！

命令にしたがい組合費返してほしい！



## 相談窓口 サンプラザ労組

メールアドレス [sunplaza.rouso@gmail.com](mailto:sunplaza.rouso@gmail.com)

組合ブログアドレス <http://ameblo.jp/2014feb27/entrylist.html>

電話 (070-5432-6225) フリーダイヤル (0120-157-931)

